平成２２年（フ）第７５号
青森県十和田市大字三本木字並木西161番地３
債務者　高屋　正十
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第９６号
青森県十和田市大字大沢田字北野244番地
債務者　仁和　孝正
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第９３１号
千葉市花見川区花園町2472番地42
債務者　大堀　幸男
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０２７号
千葉市若葉区東寺山町936番地
債務者　古茶　久代
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１４７号
千葉市花見川区柏井４丁目50番４号　ソレイユ鷹の台Ｃ棟303号
債務者　難波　秀人
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４０号
千葉県香取市佐原イ3826番地５　リバーハイツイイジマ101
債務者　大原　光陽
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第３１号
静岡県御前崎市塩原新田76番地の１　サープラスとまり木103号
債務者　山下　哲一
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
静岡県掛川市杉谷414番地の６　センティエロ杉谷305
債務者　大倉　艦治
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
静岡県掛川市西大渕4340番地の３　雇用促進４号棟102号室
債務者　岡本　方司
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
静岡県掛川市沢田193番地の３　エトワールⅦ―102号
債務者　中花　純一
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第６８９号
名古屋市西区枇杷島１丁目22番14号
債務者　浅井　玲子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２３７号
名古屋市守山区瀬古東１丁目630番地
債務者　菅野　　進
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０９号
愛知県江南市高屋町西里120番地
債務者　樋口多江子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３２０号
岡山県倉敷市日ノ出町１丁目５番16―201号ライオンズマンション
債務者　山本　　浩
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
岡山県倉敷市二子23番地１　グレイスタワー603号
債務者　小西　智一
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
岡山県倉敷市中島2271番地１　レオパレス中島第３―204号室
債務者　森定　弘明
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
岡山県倉敷市中庄328番地17
債務者　故引　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係